

地区計画の届出手続きについて（案内）

地区整備計画の定められている区域内において、一定の行為を行う場合に、「届出」をしていただき、地区計画の内容に適合しているものかどうかを判断します。

届出の行為が地区計画に適合しない場合は、設計変更等の勧告を市長が行います。

■ 届出が必要となる主な行為

- ①土地の区画形質の変更：切土・盛土・区画変更などのことをいいます。
- ②建築物の建築：建築とは、新築・増改築・移転などのことをいいます。
(※建築確認の不要な10㎡以内の建築も届出が必要です。)
- ③工作物の建設：工作物とは、垣・さく・門・塀及びよう壁などのことをいいます。
(※工作物を単独で建設する場合も届出が必要です。)
- ④建築物等の用途の変更：用途の制限が定められている地区において用途の変更を行う場合に限ります。

■ 届出の方法

- ①届出書類 ※消える筆記具（摩擦で消えるボールペン、鉛筆等）で記入しないでください

- 地区計画の区域内における行為の届出書 2部

(1部は受理通知書と共に届出者へ郵送します。)

令和3年1月1日より届出者氏名欄の押印は不要となりました。

副本及び受理通知書の受取りの権限について届出者から委任を受ける場合は、別途委任状の添付（様式は任意、正本・副本ともに添付）が必要です。

委任状の押印は不要となりました。

- 添付図面 各2部

- (a) 位置図 (S=1/2, 500) 又はブロック図 (土地区画整理事業施行中の地区【岡崎駅南】) 行為の場所 (申請地) がわかるよう表示してください
- (b) 配置図 (S=1/200 程度)
道路境界線及び隣地境界線からの後退距離が定められている場合は、各境界線から外壁までの有効距離を記入してください
- (c) 平面図 (S=1/100 程度)
- (d) 立面図 (S=1/100 程度)
- (e) 外構を表す図 (配置図上に記入してもよい)
よう壁・垣・さく等の位置がわかる図面を添付してください
(高さ・構造等が定められている場合は高さ・構造等を記入)
- (f) その他
地区計画の内容の判断できる図面 (敷地断面図等)

- ②届出窓口 岡崎市都市政策部都市計画課 企画調査係 (Tel.0564-23-6260)

- ③届出時期 工事の着手30日前までに届出書を提出してください。
届出の行為（設計又は施行）を変更する場合は変更届出書を提出してください。